

JQ SUGOCA JCB特約

第1条 名称

本カードは、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）と株式会社ジェーシービーまたは株式会社ジェーシービーおよび株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「JCB」という。）が提携して発行するもので、カード名称はJQ SUGOCA JCB（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 会員

- 1.本特約は、JCB会員規約（以下「会員規約」という。）、当社が定めるJRキューボ利用規約、SUGOCAに関する特約、SUGOCAオートチャージサービス取扱規則等に関する特約（以下総称して「各規約」という。）を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB（以下総称して「両社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）としJCBが本カードを貸与します。
- 2.本特約は本カードの発行条件、機能および使用方法等について定めるものとします。
- 3.本カードの申し込みにあたり、入会申込書および提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条 年会費

会員は、当社に対して当社が通知または公表する年会費を支払う場合は、本カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条 提供サービスと利用

- 1.会員は、本特約、会員規約に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」という。）、およびSUGOCAに関する特約に定める当社所定の乗車券（以下「ICカード乗車券」という。）で提供する機能（以下「SUGOCA機能」という。）を本カード1枚で利用できます。
- 2.会員は、会員規約に定める加盟店（当社の指定する窓口、乗車券類発売機等を含む。）に本カードを提示し、当社およびJCB所定の手続きを経ることによって、ショッピングが利用できます。
- 3.会員は、SUGOCAオートチャージサービスの提供を当社所定の方法にて申し出ることにより、当該サービスが利用できます。
- 4.当社（本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 5.会員に貸与される本カードはエンボスレスカード（カード上の会員氏名、会員番号、カードの有効期限等の記載がエンボス（カードに施された凹凸による刻印をいいます。）加工以外の手法によって印字されたクレジットカードをいいます。）であり、本カードをインプリンター加盟店（カード上のエンボス部分を売上伝票に複写する小型の機械（以下「インプリンター」という。）を利用して、売上票に印字を行う加盟店をいいます。）で利用することはできません。
- 6.会員は、金融機関等（海外を含む。）においてインプリンターが利用されている場合、当該金融機関等ではエンボスレスカードでキャッシングサービスを利用することはできません。
- 7.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
- 8.当社が必要と認めた場合には、当社はサービスおよびその内容を変更することがあります。
- 9.会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。
- 10.本カードにOki Dokiポイントプログラムの提供はありません。

第5条 個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除

- 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、両社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1)両社のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。
 - ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第7条において届け出た事項
 - ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
 - ③本カードの利用内容（第8条において共有する情報）
 - (2)宣伝物の送付等、両社の営業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載するお問い合わせ窓口につながるものとします。）
 - (3)両社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2.会員等は、当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載するお問い合わせ窓口につながるものとします。）万が一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
- 3.会員等は、本特約末尾に記載する当社のグループ会社が、第1項(1)の個人情報を、当社のグループ会社各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。（共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載するお問い合わせ窓口につながるものとします。）

第6条 本カードの盗難・紛失等

- 1.会員が、本カードを盗難、盗取された場合、本カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに両社に連絡を行うものとします。
- 2.前項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続きに従って、JCBはクレジットカード機能の利用を停止し、当社はSUGOCA機能の利用を停止します。両社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受け付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードの利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本カードが使用できないことが生じても、両社は責任を負いません。
- 3.盗難・紛失等により被る損害については、クレジットカード機能に関しては会員規約が、SUGOCA機能に関してはSUGOCAに関する特約が、それぞれ適用されるものとします。

第7条 届出事項の共有

会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、両社の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、両社で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第8条 利用内容の共有

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を両社で共有することに、あらかじめ同意するものとします。

第9条 本カードの再発行

- 1.本カードの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に会員がJCBに所定の方法にて届出をすることにより、本カードの再発行の申し出を行い、両社が適格と認めた場合には、本カードを再発行するものとします。
- 2.本カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、クレジットカード機能およびSUGOCA機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても両社は責任を負いません。

第10条 本カードの有効期限

- 1.本カードには有効期限があり、クレジットカード機能およびSUGOCA機能に共通の有効期限です。
- 2.本カードの有効期限が到来し、両社が適格と認めた場合には、有効期限を更新した新しいカード（以下「更新カード」という。）を届出住所宛に送付するものとします。
- 3.前項の場合において、両社が適格と認めないときは、有効期限をもって会員資格を喪失します。
- 4.会員が第7条の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、両社は責任を負わないものとします。

第11条 本カードの利用停止および会員資格の喪失

- 1.両社は、会員が本特約、会員規約、SUGOCAに関する特約に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、両社はクレジットカード機能、SUGOCA機能の一部もしくは全部の利用を停止または会員資格を取り消す（以下「利用停止等」という。）ことができます。
- 2.利用停止等の場合には、当社およびJCBは会員に事前の通知、催告等することなく、本カードが利用可能な現金自動支払機や会員規約に定める加盟店等を通じて、本カードの回収をすることができるものとします。
- 3.利用停止等に伴って会員に生じる不利益、損害等については、両社は責任を負わないものとします。

第12条 退会

会員は、退会にあたっては、JCBに所定の方法にて届出をするとともに、SUGOCA残高が0円になるまで本カードをご利用いただき、切断のうえ破棄するものとします。

第13条 機能の分離

会員は本カードについて、クレジットカード機能およびSUGOCA機能のうち単独の機能を切り離して解約することはできません。

第14条 本特約の改定および適用

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用した場合には、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、会員規約、SUGOCAに関する特約、その他JCBまたは当社の定める規約・特約が適用されるものとします。

<お問い合わせ窓口>

当社に対する個人情報の開示、訂正、削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

九州旅客鉄道株式会社

〒812-8566 福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号

092-474-2355

<グループ会社>

第5条第3項の当社グループ会社は次の通りです。

以下のホームページに掲載するJR九州グループ会社

(<http://www.jrkyushu.co.jp/company/info/group/index.html>)

(TK053300・20170707)